

○喜多方市空き家対策支援事業補助金交付要綱

令和8年4月1日施行

喜多方市空き家対策支援事業補助金交付要綱を制定する。

(目的)

第1条 この要綱は、喜多方市内における老朽危険空き家の解体を促進し、解体後の跡地活用を支援し、及び空き家の利活用を促進するため、喜多方市補助金等の交付に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に基づき、喜多方市空き家対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号（以下、「法」という。））第2条第1項に規定する空家等であって、1年以上使用されていないものをいう。
- (2) 第4条第1項第3号に定める一団の土地とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区画をいう。
- (3) 計画 喜多方市空家等対策計画をいう。
- (4) 解体撤去 既存の建築物等を解体し、当該敷地から搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年喜多方市条例第172号）その他法令に基づき適切に処分することをいう。
- (5) 所有者等 個人であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 当該建築物等の登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者又は共有者として記載されている者
  - イ アに掲げる者の相続人
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長がア及びイに掲げる者と同等の権利を有すると認める者
- (6) 行政区等 喜多方市行政区長設置規則（平成18年1月4日規則第7号）第1条第2項に規定する地区の区分名称、及び申請時点で存在する町内会等の自治組織をいう。
- (7) 市内で活動する団体 次の要件をすべてみたすものをいう。
  - ア 市内に主な活動拠点を有し、5人以上で構成され、そのうち半数以上が市内に在住していること。

- イ 定款、規約、会則等の定めによりその活動が行われていること。
  - ウ 政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体であること。
  - エ 暴力団等反社会勢力の団体でないこと。
- (8) 空き家バンク 喜多方市空き家バンク実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第2項の登録を受けた空き家等をいう。
  - (9) 改修工事 建築基準法等の関連する法律等に則った内容のものをいう。
  - (10) 基準日 空き家バンク登録物件の売買契約締結日又は賃貸契約締結日をいう。
  - (11) 定住 事業完了後1ヶ月以内に改修を行った建築物等に生活の本拠地を移し、その後5年以上継続して居住することをいう。
  - (12) 転入 基準日の前日から起算して前5年間に本市において住民登録がない者が、他の市区町村の住民基本台帳から、本市の住民基本台帳に登録されることをいう。
  - (13) 生活の本拠を置く 取得した又は賃借した空き家バンク登録物件の所在地に住民登録をし、住所に実際に居住することをいう。
  - (14) 空き家所有者 家屋を売買する又は賃貸する（以下「売買等」という。）権原を有する者をいう。
  - (15) 改修 自らの居住の用に供する内外装、玄関、居室、便所、台所、浴室等を対象とした改修（増築、改築及び耐震改修を除く。）をいう。
  - (16) 非課税 個人住民税の均等割額が非課税である者をいう。
  - (17) 家財道具等 建物内に使用されずに放置された電化製品、家具、食器、寝具、神仏具その他家財道具及び生活雑貨であり、居住部分に供されていたものに限る。

#### （補助金の交付）

第3条 市長は、空き家の解体、解体後の跡地活用のための整備、空き家バンクによる購入・賃貸契約を行った建物の改修及び家財道具等の処分、その他空き家バンク登録の促進に係る支援（以下「補助対象事業」という。）を推進し、周辺環境の保全を図るため、安全で安心な地域社会の実現に寄与するとともに、地域の活性化を推進するため、補助対象事業を行おうとする者（以下「申請者」という。）に対して、予算の範囲内において、次に掲げる補助金を交付するものとする。

- (1) 老朽危険空き家等解体撤去補助金
- (2) 空き家等解体撤去促進補助金
- (3) 空き家再生推進事業補助金
- (4) 空き家改修支援事業補助金

- (5) 空き家相続登記等支援補助金
- (6) 空き家家財道具等処分支援事業補助金
- (7) 空き家境界確定支援事業補助金

(補助対象空き家等)

第4条 前条各号に掲げる補助金の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各項各号の要件を全て満たすものとする。

## 2 老朽危険空き家等解体撤去補助金

- (1) 計画の規定により、法第2条第2項に規定する特定空家等、又は、市から法第22条に規定する指導、勧告の対象となったもの（ただし、法第22条第3項に規定する命令を受けたもの、又は特定空家等の認定を解除されたものは除く。）
- (2) 計画に基づく特定空家等の判定において、現地確認の結果がC判定となった空き家等
- (3) 市内に存し、1年以上使用されていないもの（ただし、空き家が定着している同一の敷地又は一団の土地に定着している建築物を使用している場合は除く。）
- (4) 個人が所有するもの
- (5) 現に賃貸又は売買目的で管理している建築物でないもの

## 3 空き家等解体撤去促進補助金

- (1) 前項第3号から第5号に記載の要件を満たすほか、計画に基づく特定空家等の判定において、現地確認の結果がB判定となった空き家等
- (2) (1)に掲げる空き家等のほか、市長が必要と認める空き家等

## 4 空き家再生推進事業補助金

- (1) 第2項第3号及び第5号に記載の要件を満たす空き家等
- (2) 個人、行政区等及び法人が所有するもの

## 5 空き家改修支援事業補助金

- (1) 本市に定住する目的で補助対象空き家等を購入し又は賃借し、基準日から数えて18月以内の者で自ら改修する空き家

## 6 空き家相続登記等支援補助金

- (1) 市内に存し、1年以上使用されていないもの。（空き家バンクに登録を目的としている場合は除く。）ただし、空き家が定着している同一の敷地又は一団の土地に定着している建築物を使用している場合は除く。
- (2) 第2項第4号及び第5号に記載の要件を満たす空き家等

## 7 空き家家財道具等処分支援事業補助金

- (1) 第2項第4号及び第5号に記載の要件を満たす空き家等

## 8 空き家境界確定支援事業補助金

- (1) 第2項第4号及び第5号に記載の要件を満たすほか、空き家バンク登録のために必要な土地の境界確定を実施する空き家
- (2) 空き家所有者にあっては、空き家バンク登録後2年間継続登録をすること（ただし、売買・賃貸契約成立日までとする。）。

(補助金の交付の対象)

第5条 老朽危険空き家等解体撤去補助金及び空き家等解体撤去促進補助金の交付の対象となる申請者は、次に掲げる要件の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に記載されている者
  - (2) 前号に規定する者の法定相続人
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、空き家等を管理するに相当すると市長が認める者
- 2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 補助金交付申請時において、市税を滞納していないこと。
  - (2) 抵当権を設定している場合は、抵当権設定者からの同意を得ていること。
  - (3) 暴力団員（喜多方市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号。以下「県規則」という。）第4条に規定する者をいう。）でないこと。
- 3 空き家再生推進事業補助金の交付の対象となる申請者は、次に掲げる要件の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 第1条の趣旨に基づき、空き家等の再生又は解体撤去を実施する行政区等又は市内で活動する団体とする。
  - (2) 前項の規定にかかわらず、公益に害を及ぼすおそれのある活動を行うものについては、補助対象者とししない。
- 4 空き家改修支援事業補助金の交付の対象となる申請者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす登記名義人等とする。
- (1) 本市に定住する目的で補助対象空き家等を購入し又は賃借し、基準日から数えて18月以内の者で自ら改修する者。ただし、補助対象者又はその同居者及び同居予定者の3親等内に該当する者が補助対象空き家等の従前の所有者の場合は補助対象とししない。
  - (2) 前号の住宅に5年以上定住することを誓約する者。

- (3) 居住地の自治会等に参加するなど、地域住民と積極的に交流が図れる者。
- (4) 第2項第1号及び第3号の要件を満たすものであること。
- 5 空き家相続登記等支援補助金の交付の対象となる申請者は、補助対象空き家等の新たに名義人となる者とする。
- 6 前項の補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
  - (1) 補助対象者（新名義人）が非課税であること、又は、空き家バンク登録が目的で相続登記及び未登記である建物の登記を行うものであること。
  - (2) 第2項第1号及び第3号の要件を満たすものであること。
- 7 空き家家財道具等処分支援事業補助金の交付の対象となる申請者は、空き家バンクに登録する空き家所有者及び空き家バンクに登録された建物を購入又は賃貸の契約を行った者とする。
- 8 前項の補助対象者は、次の要件を満たすものとする。
  - (1) 第2項第1号及び第3号の要件を満たすものであること。
- 9 空き家境界確定支援事業補助金の交付の対象となる申請者は、空き家バンク登録（賃貸を除く。）を希望し、登録後2年間継続して空き家バンク登録を行う者とする。
- 10 前項の補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
  - (1) 空き家バンク登録のため、土地の境界確定等を行うものであること。
  - (2) 第2項第1号及び第3号の要件を満たすものであること。

#### （補助金交付の条件）

第6条 空き家再生推進事業補助金について、前条第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助対象者が主体となり、法令等を遵守して行う事業とする。
- (2) 本事業に係る所有者等及び権利者の承諾等は、補助対象者が責任をもって得るものとする。
- (3) 本事業による空き家の跡地については、計画的に駐車場、防災空地、雪押場など公共・公共施設用地等の用に10年以上供することとし、空き家住宅等を除却した日から1年以内に跡地の利用を開始すること。
- (4) 本事業により空き家等を改修した建築物については、地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用されること。
- (5) 過去に本制度により補助金を受けた空き家等でないこと。
- (6) その他市長が特に定める事項

#### （補助対象工事）

第7条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の

各項各号のいずれにも該当するものとする。

- 2 老朽危険空き家等解体撤去補助金及び空き家等解体撤去促進補助金
  - (1) 補助対象空き家等の全部を解体撤去する工事
  - (2) 解体撤去を行う資格のある市内の業者が施工する工事
  - (3) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している解体撤去工事
  - (4) 他の補助制度等により補助金の交付を受けない解体撤去工事
  - (5) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる解体撤去工事
- 3 空き家再生推進事業補助金
  - (1) 空き家等の解体撤去
    - ア 補助対象空き家等の全部を解体撤去する工事
    - イ 解体撤去を行う資格のある市内の業者が施工する工事
    - ウ 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している解体撤去工事
    - エ 他の補助制度等により補助金の交付を受けない解体撤去工事
    - オ 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる解体撤去工事
  - (2) 空き建築物の活用
    - ア 市内の業者が施工する工事
    - イ 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している改修工事
    - ウ 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる改修工事
- 4 空き家改修支援事業補助金
  - (1) 改修は、市内の業者と契約するもので、補助金の交付決定日以降に着手し、当該交付年度内に完了すること。
  - (2) 補助対象空き家等を店舗兼用住宅とする場合は、当該店舗兼用住宅の延べ床面積の1/2以上が住宅の用に供するものであること。
  - (3) 補助対象空き家等の改修を行った後の住宅又は住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、便所）を備えていること。
  - (4) 補助の対象とする空き家は、改修を実施する前後において、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していないこと又は行政庁からの違反指導を受けていないこと。
- 5 空き家相続登記等支援補助金
  - (1) 補助対象空き家等に係る不動産登記を行うための登録免許税
  - (2) 不動産登記を行う資格を有する市内の司法書士及び弁護士資格に係る委託料
  - (3) 補助対象空き家等の相続登記及び未登記建物の登記をするために係る戸籍

膳本、住民票などの 手数料及び通信運搬費等

(4) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができること。

6 空き家家財道具等処分支援事業補助金

(1) 家財道具等の処分及びハウスクリーニングは、市内の業者と契約するもので、補助金の交付決定日以降に着手し、当該交付年度内に完了すること。

7 空き家境界確定支援事業補助金

(1) 境界確定の業務は、市内の業者と契約するもので、補助金の交付決定日以降に着手し、当該交付年度内に完了すること。

(補助対象経費)

第8条 老朽危険空き家等解体撤去補助金、空き家等解体撤去促進補助金及び空き家再生推進事業補助金(除却)における補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 解体撤去工事の工事費

(2) 解体撤去工事により生じた廃棄物等(残置物や家財道具等は除く。)の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃棄物等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、解体撤去工事等に係る諸経費

2 空き家再生推進事業補助金(活用)における補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 改修工事の工事費

(2) 改修工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、改修工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、改修工事等に係る諸経費(ただし、設計費用は除く。)

3 空き家改修支援事業補助金における補助対象経費は、補助対象者が行う補助対象空き家等(店舗兼用住宅の場合にあっては、住宅の用に供する部分に限る。)の改修に係る費用とする。

4 空き家相続登記等支援補助金における補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 戸籍など書類取り寄せの費用

(2) 登記事項証明書取得費用、登録免許税

(3) 司法書士等への報酬

(4) 前各号に掲げるもののほか、遺産分割協議書等作成に係る諸経費

- 5 空き家家財道具等処分支援事業補助金における補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 空き家の家財道具等の撤去、運搬、処分等に要する費用
  - (2) 空き家のハウスクリーニングに要する費用（空き家内外部、造付家具、設備機器等に係るものに限る。）
- 6 空き家境界確定支援事業補助金
  - (1) 境界確定図面を作成するための測量に要した経費
  - (2) その他、境界確定業務に必要な経費
- 7 前各項の経費のうち、本補助金以外に国、県、市町村から補助等を受ける経費については、前各項の規定にかかわらず補助対象外とする。

(補助金の額)

第9条 老朽危険空き家等解体撤去補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に相当する額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

- 2 空き家等解体撤去促進補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に相当する額に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。
- 3 空き家再生推進事業補助金の額は、下表のとおりとする。

	補助金額	
	空き家等の解体撤去	空き建築物の活用
行政区等	補助対象経費の10分の9以内 上限150万円	補助対象経費の10分の9以内 上限150万円
市内で活動する団体	補助対象経費の5分の4以内 上限150万円	補助対象経費の3分の2以内 上限150万円
備考：補助金額は1,000円未満は切り捨てるものとする。 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含めないものとする。		

- 4 空き家改修支援事業補助金の額は、下表のとおりとする。

補助対象者	対象経費	補助率	限度額
転入者	空き家の改修費（消費税及び地方消費税等を除く。）	2分の1	50万
市民			25万

- 5 空き家相続登記等支援補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税

を除く。)に相当する額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。

なお、同一被相続人等に対する補助は、5万円を上限とする。

- 6 空き家家財道具等処分支援事業補助金の額は、補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)に相当する額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。
- 7 空き家境界確定支援事業補助金の額は、補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)に相当する額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)とし、15万円を限度とする。

(交付申請)

第10条 老朽危険空き家等解体撤去補助金及び空き家等解体撤去促進補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助対象工事の実施前に喜多方市空き家対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人を証明できる書類(例:免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
  - (2) 位置図
  - (3) 現況写真
  - (4) 工程表
  - (5) 詳細な工事見積書(除却する面積も記載すること。)
  - (6) 暴力団排除に係る誓約書(様式第2号)
  - (7) 紛争等に関する誓約書(様式第3号)(申請者が法定相続人の1人で、その者以外に複数人存在する場合、その全員分)
  - (8) 市税に未納がないことの証明に関する同意書(別添1)(ただし、他市町村の場合は、納税証明書)
  - (9) 委任状(補助申請者が本補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合)
  - (10) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める書類
- 2 空き家再生推進事業補助金の補助申請者は、補助対象工事の実施前に喜多方市空き家対策支援事業補助金申請書(様式第1号)に前項の(1)~(10)に掲げる関係書類のほか、次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書(様式第6号の1)
  - (2) 空き家再生推進事業空き家等の解体撤去事業承諾書(様式第4号)
  - (3) 空き家再生推進事業空き建築物の活用事業承諾書(様式第5号)
- 3 空き家改修支援事業補助金の補助申請者は、基準日から起算して18月以内に、喜多方市空き家対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書

類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人が確認できる書類（提出済みの場合は除く。）
  - (2) 事業計画書（様式第6号の2）
  - (3) 改修に係る見積書の写し
  - (4) 改修箇所の現況等を確認できる写真
  - (5) 改修部位を明記した図面（平面図、立面図等）
  - (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証（同法第6条第1項の確認申請が必要な改修に限る。）の写し
  - (7) 定住誓約書（様式第14号）
  - (8) 申請者の住民票の写し
  - (9) 転入前市町村が発行する世帯全員分の完納証明書又は納税証明書（市民の場合は、市税に未納がないことの証明に関する同意書（別添1））
  - (10) 住民基本台帳確認同意書（様式第15号）
  - (11) 所有者の実印を押印した同意書及び印鑑登録証明書（補助対象空き家等が賃貸契約の場合に限る。）
  - (12) 基準日が確認できる書類
  - (13) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める書類
- 4 空き家相続登記等支援補助金の補助申請者は、補助対象工事の実施前に喜多方市空き家対策支援事業補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 本人が確認できる書類（例：免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
  - (2) 補助申請をしようとする家屋及び土地の登記事項証明書
  - (3) 位置図
  - (4) 経費見積書
  - (5) 所得証明書
  - (6) 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
  - (7) 紛争等に関する誓約書（様式第3号）
  - (8) 市税に未納がないことの証明に関する同意書（別添1）（ただし、他市町村の場合は、納税証明書）
  - (9) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める書類
- 5 空き家家財道具等処分支援事業補助金及び空き家境界確定支援事業補助金の補助申請者は、補助対象事業の実施前に喜多方市空き家対策支援事業補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 本人が確認できる書類（例：免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

- (2) 工事等に係る見積書の写し
- (3) 実施箇所の現況等を確認できる写真
- (4) 位置図
- (5) 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
- (6) 紛争等に関する誓約書（様式第3号）
- (7) 市税に未納がないことの証明に関する同意書（別添1）（ただし、他市町村の場合は、納税証明書）
- (8) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める書類

#### （交付決定）

第11条 市長は、前条各項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の内容を審査し、交付の可否を喜多方市空き家対策支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

#### （申請内容の変更）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請の内容を変更しようとするときは、喜多方市空き家対策支援事業補助金変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

#### （変更交付決定）

第13条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、変更交付の可否を喜多方市空き家対策支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により補助申請者に通知するものとする。

#### （中止の承認）

第14条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに喜多方市空き家対策支援事業補助金中止承認申請書（様式第10号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

#### （実績報告）

第15条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、事業完了の日から14日を経過した日、又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、喜多方市空き家対策支援事業補助金実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付

して、市長に提出しなければならない。

- 2 老朽危険空き家等解体撤去補助金、空き家等解体撤去促進補助金及び空き家  
家財道具等処分支援事業補助金
  - (1) 工事請負契約書の写し
  - (2) 領収書の写し
  - (3) 工事完了後の写真
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 空き家再生推進事業補助金
  - (1) 工事請負契約書の写し
  - (2) 収支決算書
  - (3) 領収書の写し
  - (4) 工事完了後の写真
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 空き家改修支援事業補助金
  - (1) 改修に係る契約書及び領収書の写し
  - (2) 改修内容を確認できる写真
  - (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項  
の規定により交付を受けた検査済証（同法第 6 条第 1 項の確認申請が必要な  
改修に限る。）の写し
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 5 空き家相続登記等支援補助金
  - (1) 契約書若しくは請求書の写し
  - (2) 領収書の写し
  - (3) 相続登記したことが分かる登記簿謄本（登記事項証明書）
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 6 空き家境界確定支援事業補助金
  - (1) 契約書若しくは請求書の写し
  - (2) 領収書の写し
  - (3) 境界確定図面
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第 16 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、喜多方市空き家対策支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 12 号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した額が第 11 条及び第 13 条による交付決定通知の額と同額

である場合は、金額確定通知を省略することができるものとする。

#### (交付請求)

第 17 条 補助決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、喜多方市空き家対策支援事業補助金交付請求書（様式第 13 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

#### (交付決定の取消し等)

第 18 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

2 空き家改修支援事業補助金について、市長は、第 11 条の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 当該補助金により改修した空き家を、事業完了後 5 年未満で取壊し、貸与又は売却したとき。
- (2) 当該補助金により改修した空き家を、事業完了後 5 年未満で転居又は転出したとき。ただし、やむを得ない事情により、世帯の一部が転出した場合を除く。
- (3) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

#### (調査等)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に必要な事項について、報告させ、又は帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

#### (委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。